

「流山市障害者計画・第2次障害福祉計画(案)」に対する意見等について

No	ページ	意見の概要	市の考え方	案の修正
1 - 1	P 4 4	<p>[意見]</p> <p>計画は、従来の事業の継続が主体となっていますが、障害者の雇用拡大のために新しい事業を盛り込んでほしいと思いここに提案しました。</p> <p>[提案理由]</p> <p>障害者の職種拡大による工賃アップを図るための「天ぷら廃油回収によるバイオディーゼルの製造事業」</p> <p>障害者においては現在の経済不況による仕事の減少をはじめとして、障害者自立支援法以来ますます苦しい生活環境となっています。従来型の補助事業だけではなく、新しい事業の創出による障害者の雇用促進を図ってほしいと考えます。</p> <p>天ぷら油の廃油によるバイオディーゼル事業は、京都市（別紙新聞記事参照）が大規模にCO2削減、による環境浄化、福祉事業の向上に取り組んでいます。</p> <p>流山市については、市役所の支援による障害者福祉施設を中心とした小規模のバイオディーゼル事業の検討を計画書に記載してほしいと思います。</p> <p>事業概要は別紙NPO法人「オハヨウ」の説明書を参考資料として送付します。</p>	<p>市では、就労支援センターを運営し、就労継続支援施設については、流山こまぎ園、よつば初石喫茶店、コスモスなどのB型施設、また地域活動支援センター事業については、初石工房、そして新体系に移行準備中であるが、アモール、いろいろやハーモニー、南天の木、かたぐるま、エンゼルフラワー等、様々な事業を支援しています。</p> <p>ご提案の「天ぷら廃油回収によるバイオディーゼルの製造事業」については、現在のところ考えていません。</p>	なし
2 - 1	P 4 3	<p>[意見]</p> <p>障害者計画第2編第4章 子育て・教育の充実</p> <p>「松戸特別支援学校」の巡回バスが自宅から少し遠い流山郵便局まで送迎しないと聞きました。流山に支援学校があれば良いのですがそれは無理なのでせめて送迎バス、バス停を増やしてほ</p>	<p>この情報については、個人情報を省略し松戸特別支援学校にお知らせしたところ個別に対応する旨の回答をいただいています。</p>	なし

		しいです。		
3 - 1	P 3 9	<p>[意見]</p> <p>障害者計画第1編5整備目標、第2編第3章生活環境の整備</p> <p>障害者住宅戸数、歩道幅2m以上など、実現する財源は、同時に策定されている高齢者施設計画と比べてふみこんだ内容になっていると評価されるが、障害者対応＝高齢者にも対応という観点から協働して住宅や道路の改善を検討していただきたい。</p>	高齢者や障害者に優しい街づくりをこれからも進めます。	なし
3 - 2	P 4 5	<p>[意見]</p> <p>障害者計画第2編第6章 1健康づくりの推進NO51</p> <p>「医療福祉サービスの充実を制度の変化に合わせて充実します」の意味について国の制度は財政削減だが、上記理念を実施するとすると制度の変化(悪化時にも)市独自の対策で充実しますと解釈してよいか。国並に削減することですか。</p>	国や県の施策に合わせて助成します。	なし
3 - 3	P 5 2	<p>[意見]</p> <p>第2次障害福祉計画第3章 地域移行・就労移行等の目標</p> <p>国は10%の地域移行を目標として掲げていますが、流山市で7人という目標の具体性はあるのでしょうか。</p>	計画当初時の施設入所者数が71人であり、その10パーセントとして7人を見込んでいます。	なし
4 - 1	P 4	<p>[意見]</p> <p>第1章 4、人口と障害者手帳所持者の推計の説明文の訂正について</p> <p>[提案理由]</p> <p>新計画のP4の「第1章 4 人口と障害者手帳所持者の推計」の説明文として、「精神障害者は手帳所持者が必ずしも精神保健福祉法第5条で規定される精神障害者とはならないことから・・・」と記述されているが、この文章は適切な表現といえないので、例えば「精神障害者については必ずしも手帳所持者のみが精神保健福祉法第5条</p>	P4の4人口と障害者手帳所持者の推計の3行目、精神障害者保健福祉手帳所持者の後に「だけ」を加えます。	あり

		で規定される精神障害者に該当するものではないことから・・・」に改めた方がよいと思います。		
4 - 2	P 2 9	<p>[意見]</p> <p>新計画 P 2 9 の「施策の展開」に 3 として、新たに次の事項を付け加えて頂きたい。</p> <p>3 精神保健福祉手帳の啓発 精神障害者に対して、手帳の持つ役割を啓発し、その普及を図ります。</p> <p>[提案理由]</p> <p>身体障害者の場合には法令上「手帳の交付を受けたものが身体障害者」ということになっているので、手帳の啓発ということは意味がありませんが、精神障害者の場合は、そのようになっていないために、手帳の普及率は 4 0 % に止まっているのが現状です。</p> <p>そのため、福祉手当、重度障害者医療費制度等の施策の恩恵を受けておられない方が多数存在します。従いまして、毎年 1 回の自立支援医療の更新の際などに窓口において手帳の啓発を行うなどして頂ければ大変有難いと思います。</p>	<p>これまでも自立支援医療の更新時に手帳の取得について啓発しています。</p> <p>今後も継続して啓発してまいります。</p>	なし
4 - 3	P 2 9	<p>[意見]</p> <p>新計画の P 2 9 の事業名「1 . 障害者週間行事の充実」の「事業内容と目標」欄の本文の「・・・障害者団体等が展示やイベントなどにより・・・」を「・・・障害者団体等が展示や販売、講演会や各種イベントなどにより・・・」としていただきたい。</p> <p>[提案理由]</p> <p>現実の障害者週間行事においては、一般市民の方に障害者や家族の活動を知って頂くためには、展示や販売だけでなく講演会や色々のイベントなどを欠かすことの出来ないものとして、すでに実施しているのが現状です。</p>	<p>障害者団体が自主的に活動しており、その活動に対し市として支援してまいります。</p>	なし

4 - 4	P 3 4	<p>[意見]</p> <p>新計画 P 3 4 の「施策の展開」に現行計画・P 4 3 の N O 2 3 の施策を付け加えて頂きたい。</p> <p>[提案理由]</p> <p>現在の地域生活支援センターは、障害者の日中活動の場としての働きは大分発揮していると言えるが、もう一つの重要な役割である指定相談支援事業者としての働きは、まだ緒についたばかりである。更なる行政による指導とバックアップをお願いします。</p>	<p>P 3 4 第 2 章生活支援施設の充実</p> <p>1 相談体制の充実の施策の展開 N O 1 6 の施策の地域活動支援センターには、地域活動支援センター 型が持つ機能である、日中活動の場の提供と相談支援も含んでいます。</p> <p>今後も継続して地域活動支援センターを支援してまいります。</p>	なし
4 - 5	P 3 4	<p>[意見]</p> <p>新計画 P 3 4 の「施策の展開」に現行計画・P 4 5 の N O 3 3 の施策を付け加えて頂きたい。</p> <p>[提案理由]</p> <p>計画的、継続的、総合的な自立支援給付（介護給付、訓練等給付等）を実施するためにはケアマネジメントの充実が必要であるが、その中核的な担い手であるケアマネジャーの育成は急務であります。</p>	<p>ケアマネジメントの充実については、国・県の業務となっています。</p> <p>現在、国や県では、その必要性を認識し検討段階にあり、本市としては国、県の動向を見ながら検討してまいります。</p>	なし
4 - 6	P 3 5	<p>[意見]</p> <p>新計画の P 3 5 に現行計画 N O 5 1 の施策を付け加えて頂きたい。</p> <p>[提案理由]</p> <p>成年後見人よりも、もっと障害者の生活に身近な生活支援員がいて、権利擁護、福祉サービス利用などの援助をして頂ければ、家族としても将来にわたり大変心強い。</p>	<p>権利擁護の推進については、P 3 5 の本文 2 行目、「事業者や学校、地域相談員などとの連携」に盛り込まれています。</p>	なし
4 - 7	P 3 6	<p>[意見]</p> <p>新計画 P 3 6 の表題を「3 文化、スポーツ活動等社会参加活動の推進」とし、「施策の展開」に現行計画・P 4 5 の N O 3 4 及び 3 5 の施策を付け加えて頂きたい。</p>	<p>P 4 5 N O 3 4 福祉タクシーの利用助成及び N O 3 5 自動車燃料費の助成については、長期間実施しており定着した事業と考え、個別事業として</p>	なし

		<p>[提案理由]</p> <p>障害者の社会参加活動にとって極めて重要であり、削除するのは極めて不適切であると考えます。</p>	<p>掲載しません、両事業は引き続き助成する予定です。</p>	
4 - 8	P 3 7	<p>[意見]</p> <p>第2章5「日中活動の支援」の施策の展開に次の事項を加えてもらいたい。</p> <p>「地域生活支援センターの充実」 地域生活支援の要として、障害者やその家族等からの相談業務を始め、社会適応に必要な生活訓練、地域の方々との交流など障害者の社会復帰を支援します。</p> <p>[提案理由]</p> <p>地域生活支援センターは障害者の日中活動にとって最も重要な拠点の一つであることから、他の福祉関係事業者との、これまで以上のダイナミックな連携やネットワーク化が必要である。従って、更なる行政の指導、支援をお願いしたいと思います。</p>	<p>地域活動支援センターにおける日中活動の支援については、P 3 4 第2章生活支援施設の充実1相談体制の充実の施策の展開NO 1 6の施策の地域活動支援センターの機能に含んでいます。</p> <p>今後も継続して地域活動支援センターを支援してまいります。</p>	なし
4 - 9	P 4 4	<p>[意見]</p> <p>新計画のP 4 4の「施策の展開」に現行計画P 5 8のNO 7 3の施策を付け加えて頂きたい。</p> <p>[提案理由]</p> <p>流山市における障害者雇用率は平成20年6月1日現在、1.17%で、民間法定雇用1.8%を大きく下回るばかりか、松戸ハローワーク管内の平均障害者雇用率1.52%と比較しても、かなり低い。(新計画のP 1 4「障害者雇用の状況」のデータに基づく)</p> <p>従って、今後とも行政が強く地元企業などに働きかけて障害者雇用率を高めていくことが喫緊の課題であると思われます。</p>	<p>第2期障害福祉計画P 6 6において(3)企業の雇用促進への助成について掲載しています。</p>	なし
4 - 10	P 4 4	<p>[意見]</p> <p>新計画P 4 4の「施策の展開」のNO 4 7の「事業名」を「作業所</p>	<p>障害者団体、NPO等からの目標を超える地域活動支援センター 型等</p>	なし

		<p>の新体系への移行並びに増設」として、「事業内容と目標」を「小規模・共同作業所の地域活動支援センター 型への移行と同時に新たな地域活動支援センター 型の増設を進める」に改定する。</p> <p>[提案理由]</p> <p>精神障害者にとって現状の小規模・共同作業所（地域活動支援センター 型）はまだ当地域には質量ともに不足しています。さまざまな精神障害者一人ひとりに適した就労の道を開くためには、地域に、もっと多様多彩な種類の共同作業所（地域活動支援センター 型）を用意する必要があります。</p>	<p>の増設要望に対しても支援してまいります。</p>	
4 - 11	P 4 5	<p>[意見]</p> <p>新計画 P 4 5 の「施策の展開」の NO 5 1 「医療福祉サービスの充実」の「事業内容」に「精神入院患者の医療費助成」の文言を新たに付け加えて頂きたい。</p> <p>新計画の総論 P 2 4 に重点事業として「精神入院患者の医療費助成」が記載されているのに、各論に記載されていないのは非常に不適切であると考えます。</p>	<p>P 4 5 第 6 章保健・医療の充実の施策の展開の NO 5 1 医療福祉サービスの充実についての「法に基づく自立支援医療や重度障害者医療費の助成など制度の変化に合わせて充実します。」の「<u>など</u>」に含まれています。</p>	なし
4 - 12	P 4 9 から P 5 2	<p>[意見]</p> <p>「第 2 章障害福祉サービスの実施状況」について（ P 4 9 ~ P 5 0 ）第 2 期流山市障害福祉計画の期間は平成 2 1 年度 ~ 同 2 3 年度に関するものであるから、「第 2 章障害福祉サービスの実施状況」については、（ 1 ）ホームヘルプサービス（ 2 ）デイサービス（ 3 ）短期入所（ 4 ）知的障害者グループホームの各項目について、最近の実績データ（平成 1 8 ・ 1 9 年度）を新たに追加して頂きたい。</p>	<p>P 4 9 から P 5 2 については、障害福祉計画を策定するために実績数値を掲載したものであり、変更、追加を行うものではないため第 1 期計画と同一内容を掲載しております。</p>	なし
4 - 13	P 4 9	<p>[意見]</p> <p>第 2 章障害福祉サービスの実施状況の「 1 . 居宅支援事業の状況」の「（ 1 ）ホームヘルプサービス」の表の区分には「精神障害者」も</p>	<p>P 4 9 から P 5 2 については、障害福祉計画を策定するために実績数値を掲載したものであり、変更、追加を</p>	なし

		加えて頂きたい。(すでに18年度以降は、精神障害者のホームヘルプサービスも実施しているので)	行うものではないため第1期計画と同一内容を掲載しております。	
4 - 14	P 5 0	<p>[意見]</p> <p>「2. 精神障害者グループホーム・ふれあいホーム」(P 5 0)の表に、平成18年度同19年度の「入所実人数」及び「延月数」を追加記載した上で、さらに以下の通りの訂正をお願いしたい。表題の「2. 精神障害者グループホーム・ふれあいホーム」は、「2. 精神障害者グループホーム」と訂正する。(平成18年度、障害者自立支援法施行に伴い、「ふれあいホーム」は全面的に「グループホーム」へと移行したので)平成18年度から「クローバー江戸川台」「クローバーかえで」「クローバーわかば」を追加。「クローバーときわ」及び「クローバーさくら」は、平成18年度以降は「ふれあいホーム」から「グループホーム」になったので、そのことを表の下に(注)書き。以上を踏まえた上で、次の表の通り改定して頂きたい。</p> <p>(表省略)</p>	P 4 9からP 5 2については、障害福祉計画を策定するために実績数値を掲載したものであり、変更、追加を行うものではないため第1期計画と同一内容を掲載しております。	なし
4 - 15	P 5 3 P 5 7	<p>[意見]</p> <p>「第4章 障害福祉サービス等の見込み量」の「1. 障害者自立支援のポイント」の「ケアマネジメントの制度化」について</p> <p>(1)「1. 障害者自立支援のポイント」の中の「ケアマネジメントの制度化」(P 5 3)については、「計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業者によるケアマネジメントが導入されました」という簡単な説明に止まっていますが、単にこれだけの説明では実際にケアマネジメントの利用を必要とする多くの方々にとって、いったいケアマネジメントとはどのようなものであるのかについての理解が殆ど得られないのではないのでしょうか。</p>	(1)他の事業とのバランスを考慮し、具体的な手続き方法は記載しません。	なし

	<p>ケアマネジメントは厚労省が、障害者自立支援法で、障害者一人ひとりについて必要な福祉サービスを計画的、総合的、継続的且つ効果的なものとして支給していくための非常に重要で中核的なしくみとして位置付け、全国の代表的な都道府県（千葉県も含む）において数年間かけて試行モデル事業を実施した後、障害者自立支援法においてはじめて本格的に制度化したものと伺っております。</p> <p>従って、ケアマネジメントのしくみについては、今後、利用者（潜在的需要者も含む）に対して十分に周知徹底させた上で、指定相談支援事業者である地域生活センターや行政を中心にして、本格的に導入して頂き、その活用を図っていくべきであると考えます。</p> <p>そのためには、行政がケアマネジメントに本腰を入れていくことを本計画の中で示して頂くために、少なくとも下図のようなケアマネジメントの進め方（プロセス）につての概要程度は分かるように記述した上で、障害者自立支援法において「ケアマネジメントを制度化した目的」、「ケアマネジメントはどういうしくみか」、「ケアマネジメントの利用の仕方」、「ケアマネジャー（相談支援専門員）の役割」、「指定相談支援事業者におけるケアマネジメント」などについての詳細且つ具体的な説明をして頂くことを要望します。</p> <p>《ケアマネジメントのプロセス概要》</p> <p>相談（相談支援事業者・市） 利用申請 調査 障害程度区分の1次判定 2次判定（審査会） 障害程度区分の認定（市） 勘案事項調査 サービス利用意向の聴取（市） 暫定支給決定（市） 支給決定（市） サービス利用計画（ケアプラン）の作成（相談支援事業者・市） サービス利用（利用者） モニター（相談支援利用者・市）</p> <p>（2）第4章2．障害者自立支援法に基づくサービスの内容の地域生</p>	<p>（2）P57の地域生活支援センター</p>	<p>あり</p>
--	--	--------------------------	-----------

		活支援事業を記載した表の地域生活支援センター事業（５７）の記述は、正しくは地域活動支援センター事業ではないか。	事業を地域活動支援センター事業に表記を変更します。 また、P 3 4 相談体制の充実本文 2 行目についても訂正します。	
--	--	---	---	--